

## インフルエンザに罹患した場合の対応について

### まず受診

①疑わしい症状がある場合はまず受診してください。

発熱、咳、鼻汁、咽頭痛などのインフルエンザ様症状がある場合は・登校せずに医療機関を受診してください。受診の際は、電話でインフルエンザの可能性があると伝えたくて、マスクを着用し、医療機関の指示に従って受診してください。

②診断されたら「インフルエンザ罹患証明書・インフルエンザ経過報告書」を書いてもらってください。

インフルエンザ（インフルエンザ疑い含む）と診断及び抗インフルエンザ薬（タミフル・リレンザ・イナビル・ラピアクタ・ゾフルーザ等）の処方を受けた場合は医療機関で「インフルエンザ罹患証明書・インフルエンザ経過報告書」を記入してもらってください。

「インフルエンザ罹患証明書・インフルエンザ経過報告書」はほとんどの医療機関にあります。もし受診した医療機関にこの用紙がない場合は大学のホームページから「インフルエンザ罹患証明書」（様式 S）を印刷して使ってください。印刷できない場合は健康管理センターに連絡してください。念のため受診したことを証明できる領収書、処方薬の説明書等を保管しておいてください。

③大学に連絡をしてください。

◎通常の講義・演習期間：

連絡先 健康管理センター  
TEL 053-436-3016

通常の講義・演習期間、実習中、定期試験期間で連絡方法が異なりますので注意してください。

電話で健康管理センターに連絡してください。  
電話連絡受付時間：月～金曜日 8:30～18:00  
※学内の感染・欠席状況の把握のために電話連絡の情報を学内の教職員で共有します。

◎実習中：

連絡先 実習担当教員

実習担当教員と健康管理センターに連絡してください。連絡はあらかじめ決められた方法（電話・メール）で行ってください。健康管理センターへの電話受付時間は上記のとおりです。

※実習病院・施設等によっては「治療証明書」が必要な場合があるため、実習担当教員に書類提出必要の有無を確認してください。

◎定期試験期間：

連絡先 教務事務センター  
TEL 053-439-1433

試験開始前には必ず「欠席」の連絡を教務事務センターにしてください。

電話連絡受付時間：月～金曜日 8:00～18:00

通常の講義・演習期間、実習中、定期試験期間以外の期間（長期の休み）は連絡の必要はありません

## 診断されたら出席停止

③感染防止のため出席を停止してください。

インフルエンザによる出席停止期間は、発症後 5 日経過しかつ、解熱した後 2 日経過するまでです。治療により解熱が早い場合がありますが、最低でも発症した後 5 日間は出席停止となります。解熱した後 2 日間はウイルスがまだ感染者の体内にあるので、自己判断で外出や登校すると感染を広める可能性があります。必ず出席停止期間を守ってください。出席停止期間は授業だけでなく、サークル活動等での登校も停止し、不要な私的外出も自粛してください。

詳しくは別紙「インフルエンザ出席停止期間について」参照

## 出席停止期間は毎日体温測定

④出席停止期間は自分の健康状態を確認してください。

発症日から登校日まで、自宅で療養の間は毎日(午前・午後)に体温を測り「インフルエンザ罹患証明書・インフルエンザ経過報告書」の体温記入欄に記録してください。

## 登校を再開する時

⑤出席停止期間が終了する条件を満たしたら登校を再開してください。

出席停止期間が終了して、登校を再開した日に、「インフルエンザ罹患証明書・インフルエンザ経過報告書」を教務事務センターに提出してください。記載内容の確認を受けてから登校してください。

実習中の場合は実習担当教員の指示に従ってください。

## 出席停止の扱いについて

インフルエンザにより出席停止となった講義・演習、実習は公欠にはならず欠席扱いになりますが、本人の不利益にならないよう、大学の方針に基づいて科目担当教員、実習担当教員が追実習等その他の措置を判断します。

インフルエンザ以外の学校感染症に罹患した場合で登校を再開する時

これまで使用していた「治癒証明書」(大学ホームページに掲載)を提出してください。